

令和 2 年 6 月 26 日 (金曜日)

号

外

(第 56 号)

目	次

規 則

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(障害保健福祉課)

規則

令和二年六月二十六日障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県知事 谷 本 正 憲

481

日

月

石川県規則第三十四号

部を次のように改正する。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年石川県規則第三十四号)の一障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

別記様式第三号の五(その一)中

フリガナ	性別	男	٠	女	年齢	蒜	Ni.	49
フリガナ					年齢	蒜	, Ville	に改める。

別記様式第三号の五(その二)中

	氏	名	年	月	日生 (歳)	男・女] *&
ſ,	氏	名	年	J	月 F	3生 (歳)))

改める。

| 佐別 | 生作月 | と対める。 | 上午月 | 上午日 | 上

男·女

別記様式第三号の五(その五)中

<u> </u>	生年月日				
		年	月	目	に致める。

別記様式第三号の五(その六)中

Ţ	生年	月日			年	月	日	,_1
	性	別	男	•	女	電話番号		1

1	生年月日	年 月 日	11なかい。
	電話番号		

室 三

- 1 この規則は、今和二年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づい て作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1箇月2,350円送料とも)